

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年瀬戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定のうち改正後の欄中次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p><u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u></p> <p>公益財団法人瀬戸市文化振興財団</p> <p>公益財団法人愛知県市町村振興協会</p> <p>一般社団法人瀬戸健康管理センター</p> <p><u>公益社団法人瀬戸市シルバー人材センター</u></p> <p>から まで <省略></p> <p><省略></p> <p><省略></p> <p>2 <省略></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p><u>財団法人瀬戸市開発公社</u></p> <p>公益財団法人瀬戸市文化振興財団</p> <p>公益財団法人愛知県市町村振興協会</p> <p>一般社団法人瀬戸健康管理センター</p> <p><u>社団法人瀬戸市シルバー人材センター</u></p> <p>から まで <省略></p> <p><省略></p> <p><省略></p> <p>2 <省略></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。